

はじめに

男女共同参画社会基本法が施行されて既に15年以上が経過しております。この間、国では「女性の活躍」を国の成長戦略に位置づけ、特に力を注いできました。平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を策定し、301人以上の事業主に対して、管理職の女性の割合など自社の女性の活躍状況を把握・分析し、それを踏まえた女性の活躍に向けた行動計画の策定が義務付けられました。本市でも女性活躍推進法に基づき、特定事業主行動計画を策定したところです。

男女共同参画というと、もう達成されているということを知ることが少なくありません。しかし、現実には意思決定の場における女性の割合はまだまだ少なく女性の能力が十分に発揮されているとはいえない状況です。

また、市民の皆様のニーズが多様化する中、そのニーズに応えるためには応える側の組織も多様化を進めていかななくてはなりません。女性の活躍は、多様化のための第一歩と捉えております。女性が活躍するためには、家事・育児・介護などを男性も共に担っていく必要があります。女性の活躍は女性だけの問題ではないのです。

この計画は平成28年度から11年間の本市の男女共同参画施策のための指針となるものです。今後ますます女性の活躍が求められていく中で、市としても新しい指針に則り、男女共同参画を推進してまいります。

最後に本計画の策定にあたり、活発なご議論をいただいた「柏市男女共同参画推進審議会」の委員の皆様、意識調査やパブリックコメントにご協力いただいた市民の皆様に心から御礼を申し上げます。

平成28年3月

柏市長 秋山 浩 保